

(仮称) 板橋区史跡公園整備の進捗状況について

旧野口研究所、旧理化学研究所板橋分所、加賀公園を史跡公園とする整備について、進捗状況を報告する。

1 旧野口研究所分割ラインの変更

(1) 経緯

旧野口研究所については、旭化成不動産レジデンス株式会社が土地所有者となり、マンションの建設計画が進められている。その用地の中でも特に重要な遺構等が残されている区画の譲渡について交渉を重ね、平成28年1月14日に、加賀公園に接する3887.33㎡を区が購入することで基本合意に至った。

その後、水銀及び鉛による土壌汚染対策、マンション建設予定地に残置されている貴重な建造物の区側敷地への曳家等の協議を進めてきた。その協議の中で、平成28年11月、旭化成不動産レジデンス株式会社より、新たにマンション建設予定地の一部(542.77㎡)を区に売却することについて提案があった。

提案内容について区が受ける影響等を勘案した結果、土地の形状が良好になる、遺構等の保存範囲を拡大することができる等、区にとってメリットがあると判断し、平成29年1月24日に覚書を取り交わした。

(2) 変更内容

①分割ラインの変更(別紙参照)

②分割ラインの変更に伴う取得面積の拡大(3887.33㎡から4430.10㎡へ)

なお、平成28年1月14日に旭化成不動産レジデンス株式会社と交わした、基本合意書の内容は維持する。

2 史跡の指定に向けた申請の動き

(1) 土地所有者等の同意

区が史跡公園として整備する範囲について、国の史跡を目指す手続きを進めるためには、現在の土地所有者及び占有者の同意を得る必要があり、関係部署が交渉を重ねてきた。その結果、それぞれの土地所有者から国の史跡に向けて申請をすることに同意を得た。

- ・旧野口研究所跡地 地権者：旭化成不動産レジデンス株式会社
- ・旧理化学研究所板橋分所跡地 地権者：国立研究開発法人理化学研究所
- ・加賀公園 地権者：財務省、東京都下水道局 占有者：板橋区

(2) 史跡申請の動き

区では史跡としての指定を受けるために必要となる書類を板橋区教育委員会教育長より1月26日付で東京都教育委員会教育長あて提出し、受理された。

これを受け、東京都は内容の確認を行い、1月31日、東京都教育長名で文部科学大臣（文化庁）あて、区からの申請書類を提出したことを確認した。

3 今後の予定

- 平成29年度
- ・土壌汚染対策工事（旭化成不動産レジデンス株式会社）
 - ・爆薬製造実験室の移築（曳家）工事
 - ・旧理化学研究所板橋分所用地取得（土地開発公社）
 - ・旧野口研究所用地取得（土地開発公社）
 - ・（仮称）板橋区史跡公園整備構想策定
 - ・（仮称）板橋区史跡公園整備計画策定

平成30年度以降

- ・史跡保存整備利活用計画策定
- ・史跡公園整備予定地の買戻し
- ・史跡公園整備にかかる基本設計（建物整備・展示設計・公園整備）
- ・史跡公園整備にかかる実施設計（建物整備・展示設計・公園整備）
- ・史跡公園整備工事（建物工事・展示工事・公園整備）
- ・グランドオープン

